

## 会費等及び懲戒に関する規則

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）は、定款第3章の規定に基づく、会費等及び懲戒について、次のとおり定める。

### （入会金）

第1条 入会金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |                                       |         |
|---------------------------------------|---------|
| （1）不動産鑑定業者                            | 50,000円 |
| （2）不動産鑑定士（不動産鑑定業者を兼ねる不動産鑑定士を除く。以下同じ。） | 25,000円 |
| （3）不動産鑑定士補                            | 15,000円 |

2 本会の設立時に社団法人宮城県不動産鑑定士協会の会員であった者の入会金は、これを徴収しない。

### （普通会費）

第2条 正会員は、普通会費として、年額次に掲げる普通会費を納入しなければならない。ただし、年度中途において入会した者の会費の額については、入会した月を起算日として月割により計算した額とする。

- |            |          |
|------------|----------|
| （1）不動産鑑定業者 | 150,000円 |
| （2）不動産鑑定士  | 50,000円  |
| （3）不動産鑑定士補 | 25,000円  |

### （業務会費）

第3条 正会員のうち、別表左欄に掲げる公的評価業務を担当する者は、その業務に対応する別表右欄に掲げる算出方法により計算して得た額を、業務会費として納入しなければならない。

2 前項に定める会費を算出する場合の計算の対象となる公的評価業務の所属年度等については、理事会がこれを定める。

### （資格変更等の入会金及び普通会費）

第4条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補である会員が、主務官庁に不動産鑑定業者として登録したときは、主務官庁に登録した月を起算月とし、入会金及び普通会費の差額を納入しなければならない。

- 2 会員が、前項以外の事由により、入会金及び普通会費を異にする資格に該当するに至ったときは、届け出があった月を起算月とし、その差額を納入しなければならない。ただし、後の入会金及び普通会費の金額が、前の入会金及び普通会費の金額以下であるときは、既納の入会金及び普通会費は返還しないものとする。
- 3 不動産鑑定業者に所属する会員について、勤務先の変更等による入退会にあたっては、前会員の普通会費が完納され、かつ継続性が認められる場合に限り、新会員の申し出に基づき入会金は免除とし、また普通会費は、前会員の既納額をこれに充当することができる。

(普通会費の減免)

第5条 会長は、理事会の承認を経て正会員のうち高齢者、長期療養者に対し、普通会費の一部又はその全部を減免することができる。

(会費の納入方法等)

第6条 第2条及び第3条に定める会費の納入方法及び納期は、会長がこれを指定する。

(会費等の不返還)

第7条 既に納入された会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

(懲戒)

第8条 会員が、定款第9条による除名及び定款第10条による会員資格の喪失に準ずる行為等があったと認められるときは、理事会の議決を経て会長がその会員を懲戒することができる。

- 2 懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続が行われている間、定款第8条、第9条、第10条の規定は適用しない。
- 3 懲戒の審査事案については、連合会に設置される綱紀・懲戒委員会と共同して調査及び審査を行う。

(懲戒の種類)

第9条 懲戒は、次の2種類とする。

(1) 戒告

(2) 1年以内の会員権（法人における各種会議及び委員会の参加権及び表決権並びに施設利用権をいう。）の停止

(訴訟係属等)

第10条 会長は、懲戒事案が、次の各号の一に該当する場合、懲戒手続の開始を命じることはできない。また、既に懲戒手続を開始している懲戒事案については、懲戒手続を終了させることとする。

ただし、懲戒手続を開始し、または続行させるべき特段の事情が認められる場合はこの限りではない。

- (1) 懲戒事案が、不動産鑑定評価その他不動産鑑定士が不動産の価格について意見を記述した文書に関する内容である場合で、かつ、当該文書が係属中の民事訴訟手続、刑事訴訟手続、家事事件手続、民事調停手続、仲裁手続、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決手続その他これらに準ずる法的手続において同文書が証拠、意見等として提出された場合。
- (2) 懲戒事案と争点の一部又は全部を同じくする訴訟手続等が提起または係属している場合。
- (3) その他、前二号に類する状況にあると会長が認めた場合。

(補 則)

第11条 この規則に定めがなく、その施行に必要な事項については、理事会がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附則 (令和7年5月15日一部改正)

この改正は、令和7年5月15日からこれを施行する。

別 表

1. 地 価 公 示	1ポイントの単価×担当ポイント数×0.03
2. 地 価 調 査	1ポイントの単価×担当ポイント数×0.03
3. 国 税（標準地評価）	1ポイントの単価×担当ポイント数×0.03
4. 競 売 評 価	評価担当者1人につき 36,000円 (1ヶ月3,000円)
5. 固定資産税評価 (標準地評価及び時点修正)	士協会との契約の市町村に限り、次の算出方法により計算して得た額を納付する。 委託契約額から事務経費等を差し引いた 評価員受取金額×0.03 (但し、標準地評価は1年につき0.01ずつ 3年間で納付) 退会の際に、標準地評価に係る未収分の業務会費を精算する。